

包括的支援体制の構築に向けた取組と課題

1 多機関協働による包括的支援体制の整備

(1) 背景・趣旨

平成30年4月に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正されたことに伴い、区市町村は、地域住民等及び支援関係機関による相互の協力のもと、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされた。

(2) 中央区における取組

そこで、近年社会問題化している8050問題やダブルケア、ひきこもりなど、多様化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱える世帯等に対し、その課題を包括的に受け止める連携型の相談支援体制を構築する。（地域共生モデル事業として実施）

- 令和2年9月 地域福祉講演会
- 令和2年10月 相談支援包括化推進員の配置（試行実施）
相談支援包括化推進連絡会議の開催（試行実施）
- 令和2年12月 ソーシャルワーク機能向上研修
- 令和3年4月 相談支援包括化推進員の配置（運用開始予定）
相談支援包括化推進連絡会議の開催（運用開始予定）

2 相談支援包括化推進員の配置状況

(1) 配置人数

10名

(2) 対象者

区民からの相談支援業務を行う係に所属する係長級職員

(3) 配置職員

- ア 子育て支援課子育て支援係長
- イ 生活支援課相談調整係長
- ウ 生活支援課生活福祉担当係長
- エ 障害者福祉課相談支援係長
- オ 子ども家庭支援センター相談担当係長
- カ 福祉センター支援係長
- キ 子ども発達支援センター発達支援係長
- ク 高齢者福祉課高齢者福祉係長
- ケ 介護保険課地域支援係長
- コ 健康推進課健康推進担当係長

(4) 任期

令和2年10月28日から令和3年3月31日まで

(5) 職務内容

- ア ケースの情報整理及び課題把握
- イ 関係機関等との連絡調整
- ウ 相談支援包括化推進連絡会議への出席及び情報提供
- エ 支援プランの伝達
- オ その他包括的な支援に必要なこと

3 相談支援包括化推進連絡会議の開催状況

(1) 第1回相談支援包括化推進連絡会議

- ア 開催日 令和2年10月28日(水)
- イ 議題 相談支援包括化推進員の任命
多機関協働による包括的支援体制構築事業の概要について
今後のスケジュールについて
- ウ 主な内容
各相談支援包括化推進員による自己紹介・業務紹介をし、顔合わせを行った。
第1回地域福祉専門部会の資料を基に、事務局から、多機関協働による包括的支援体制構築事業の概要及び今後のスケジュールについて説明した。
- エ 成果
各相談支援包括化推進員の所掌する業務について相互理解を図ることができた。
また、事業の必要性や今後のスケジュール、相談支援包括化推進員の役割等について情報共有を図ることができた。

(2) 第2回相談支援包括化推進連絡会議

- ア 開催日 令和2年11月27日(金)
- イ 議題 ケース検討
今後の会議の開催方法、回数等について
- ウ 主な内容
子育て支援課と子ども家庭支援センターが中心となって各課及び関係機関と連携して対応している事例について、経緯、対応状況、課題等について報告・検討を行った。
相談支援包括化推進連絡会議の開催方法や回数等について、意見交換を行った。
- エ 成果
現在、子ども家庭支援センターが中心となって子育て支援課、生活支援課、社会福祉協議会などと連携して対応している事例であるが、会議の中で、支援対象者の性格や言動から知的障害の可能性が指摘されたことで、新たに障害者福祉課との連携が必要になることを確認することができた。

(3) 第3回相談支援包括化推進連絡会議

- ア 開催日 令和2年12月11日(金)
- イ 議題 ケース検討

ウ 主な内容

子育て支援課で対応中の困難事例について、支援の方向性の検討、連携先や支援の中心となる部署の確認等を行った。

エ 成果

最初に相談を受けた課が中心となり、関係課の間に入って調整を行っていたケースであったが、相談支援包括化推進連絡会議という場を設けたことで、関係課でそれぞれ所有している情報を共有・補完し合い、適切な支援の方向性を見出すことができた。

4 課題

(1) 相談支援包括化推進員配置に関する課題

現在の相談支援包括化推進員の配置体制では対応できないケースがある。

【例1】世帯が抱える課題のなかに子どもの不登校があるケースは教育委員会との連携が必要となる。

【例2】保険料の滞納世帯が生活困窮やその他の課題を抱えているケースについては保険年金課の気づきや情報提供が必要となる。

(2) 相談支援包括化推進連絡会議に関する課題

ア 相談支援包括化推進連絡会議と既存の会議体との関係の整理

イ 相談支援包括化推進員（係長級）では連携先の調整が困難なケースへの対応

【既存の主な会議体】

名称	対象者	主な内容
地域ケア会議	高齢者	関係機関との情報共有、地域ニーズの把握、高齢者個々の事情に応じた支援の検討
自立支援協議会	障害者	関係機関等の連携、障害者の相談支援、地域の実情に応じた支援体制の整備の検討
要保護児童対策地域協議会	子ども	必要な情報の交換、要保護児童等に対する支援内容の検討
支援調整会議	生活困窮者	支援プラン案の適切性の協議、支援提供者による支援プラン案の共有
支援会議	生活困窮者に限らない	関係機関等による困窮が疑われる個々のケースの情報共有、地域における必要な支援体制の検討
相談支援包括化推進連絡会議 (試行実施中)	限定しない	担当が決まらないケースの割振り、顔の見える関係づくり、事例対応の検証